

## 日本における公的年金の財政の現状と課題

—簡単な理論式を活用した問題把握の試み—

鈴木 博

## The Present Conditions and Problem of the Public Pension Finance in Japan

—Trial of the problem grasp utilizing a simple theory formula —

Hiroshi SUZUKI

### 目 次

はじめに

- 1 公的年金制度の概観と財政の現状
  - (1) 公的年金制度の概観
  - (2) 公的年金の財政の現状
    - a. 基礎年金勘定と国民年金勘定の財政の現状
    - b. 厚生年金勘定の財政の現状
- 2 公的年金の財政の分析
  - (1) 本研究のねらい
  - (2) 厚生年金の財政の分析
  - (3) 試算値を通じた分析による財政状況の把握
- 3 公的年金の財政再建の方向

おわりに

## はじめに

2012年度家計調査報告（総務省公表）によれば、高齢無職世帯の収入に占める公的年金などの社会保障給付の割合は、87%を占めている。国民皆年金体制のもとで、公的年金は国民生活に広く定着し、特に、高齢世代の生活を支える重要な収入源となっている。

公的年金については、これまで、国民年金保険料未納問題、年金記録漏れ問題などさまざまな問題が指摘され、社会的関心を呼んできた。これらもちろん重要であるが、賦課方式に基づいている日本の公的年金が抱える最大の問題は、少子高齢化が進行するなかでの年金財政の持続可能性についてであろう。最大の公的年金である厚生年金の財政は、2003年度以降単年度収支が赤字基調となり、積立金残高は2002年度末の138兆円から2012年度までに約33兆円減少している。

公的年金の問題は、現在受給している高齢世代だけでなく、将来の受給世代となる現役世代にとっても重要な問題であり、世代間で活発な議論がなされるべきである。しかし、公的年金は、制度が複雑で数理的精緻さもあるため、こうした議論を深めるには、本質的な問題をより分かりやすい形で提示することが必要であると思われる。

本稿は、年金財政をバランスさせる単純な理論式に統計データをあてはめて試算した財政収支と、現実の財政収支とを比較することにより、公的年金の財政問題を把握するとともに、持続可能な年金制度に向けての改革の方向性を考察したものである。

## 1 公的年金制度の概観と財政の現状

## (1) 公的年金制度の概観

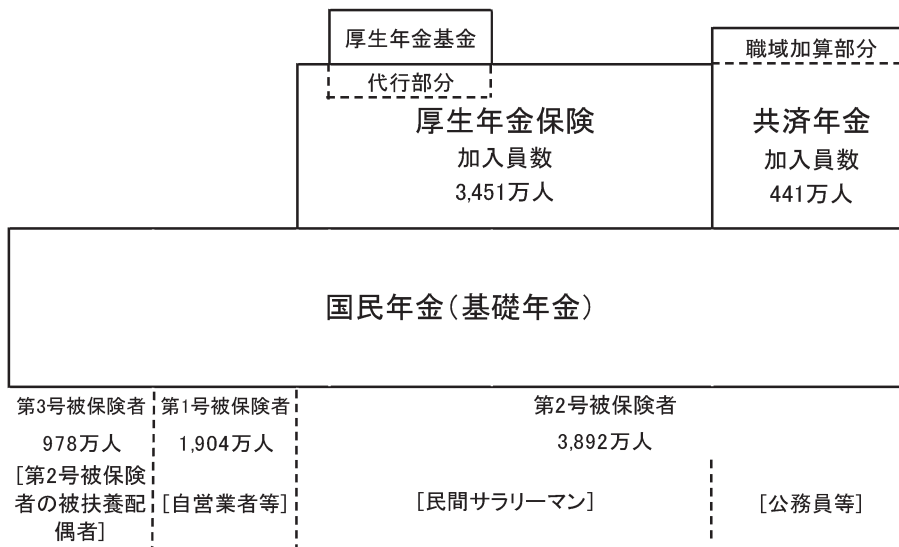
公的年金の財政分析を行う前提として、現在の公的年金制度のポイントを簡単にレビューしておく。以下では、政府が所管している国民年金（基礎年金）制度と厚生年金制度を中心にみていく。

日本の公的年金制度は、図表1のように、全国民に定額の年金給付を行う国民年金（基礎年金）制度と、被用

者を対象に報酬比例の年金を支給する被用者年金制度の二階建ての構造となっている。被用者年金制度は、民間サラリーマンを対象とする厚生年金と公務員等を対象とする共済年金とからなる。国民年金（基礎年金）と厚生年金は制度の運営主体が国であるが、共済年金の運営主体は、共済組合等（国家公務員共済組合・同連合会、地方公務員共済組合・同連合会、私立学校振興・共済事業団）である。

公的年金制度における保険料や年金給付などに関する

図表1 日本の公的年金制度の概観



資料 厚生労働省年金財政ホームページ「年金制度の体系」(<http://www.mhlw.go.jp/sft/seisakunituite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei01/images/1-1-1.gif>, 2013年8月10日閲覧)を参考にして作成

(注) 1. 加入者数等は2011年度末現在。

2. 厚生年金基金は私的年金（企業年金）だが、厚生年金の代行部分があるため表示。

資金の流れを図示すると、図表2のようになる。

1961年に創設された国民年金制度は、当初は被用者年金制度に加入していない自営業者等を対象としていたが、86年に、20歳から59歳の全国民を対象としたものに改正された。改正後の国民年金制度は、創設当初から対象となっていた自営業者等を第1号被保険者、被用者年金制度の加入者を第2号被保険者、第2号被保険者の被扶養配偶者を第3号被保険者とし、これらの者に65歳から定額の基礎年金を給付する制度となった。

基礎年金の給付金は、政府の特別会計である基礎年金勘定から支出されるが、その財源は、各制度からの拠出金で賄われる。国民年金制度の第1号被保険者は毎月定額の国民年金保険料を納付するが、これらの資金は国民年金勘定で管理され、国民年金勘定から基礎年金勘定へ基礎年金拠出金として支出される。第2号被保険者については、それぞれが納付する厚生年金保険料や共済組合掛金を管理する厚生年金勘定や共済組合等から、基礎年金拠出金として基礎年金勘定に拠出される。第3号被保険者については、保険料の直接的な負担がないため、扶養配偶者が加入する制度（夫が民間サラリーマンであれば厚生年金、公務員等であれば共済年金）が基礎年金拠出金を負担することとなっている<sup>1)</sup>。

なお、各制度における基礎年金拠出金の負担割合は、被保険者数の割合に応じて按分される<sup>2)</sup>。また、基礎年金の給付にかかる費用は、2009年度からその2分の1

を国庫が負担することとなり、各制度に対して該当金額が一般会計から支払われている。

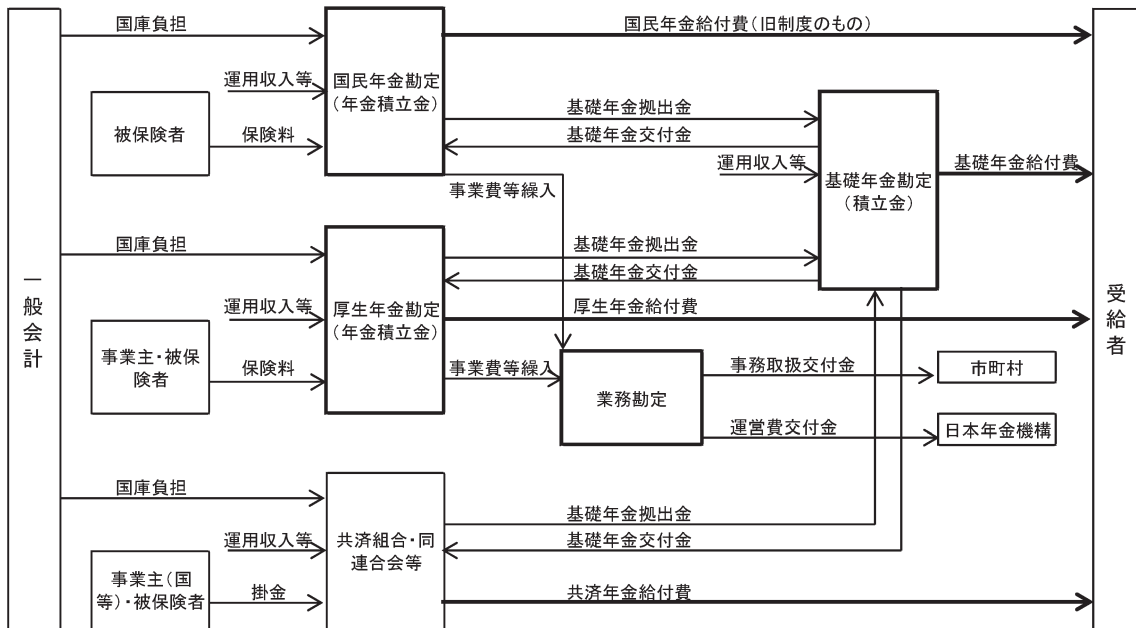
このほかの主要な資金の動きは次のようになる。年金財政収入の主要部分を占める保険料については、前記のように第1号被保険者からは毎月定額の国民年金保険料が徴収され、第2号被保険者からは、給料や賞与を標準報酬にクラス分けし、標準報酬額に保険料率（掛金率）を乗じた額が被用者と事業主とで按分され徴収される。第3号被保険者からの直接的な保険料徴収は行われていない。

保険料以外の収入として、積立金の運用収入がある。運用環境が比較的良好だった2000年代初めまでは年金財政収入のなかである程度のシェアを占めていたが、運用環境が悪化した2000年代前半以降では、運用収入は大きく落ち込んでいる。

一方、年金財政支出は、年金給付金と基礎年金拠出金が主要なものである。年金給付金については、基礎年金は、受給資格を有する65歳以上の者に対して、定額の年金として支払われる。厚生年金や共済組合からは、報酬比例の年金が支払われ、年金額は、加入期間の平均標準報酬額に支給乗率と保険料払込期間を乗ずることにより計算される。個々の受給者の年金額をすべての受給者について集計したものが年金給付金となる。基礎年金拠出金については既に説明したとおりである。

これらの公的年金制度の財政は、賦課方式が採用され

図表2 年金特別会計を通じた資金の流れ



資料 厚生労働省年金局・年金財政ホームページ「年金特別会計の仕組み」(<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/kajji/dl/nenkin03.pdf>、2013年8月10日閲覧)などを参考にして作成。

- (注)1. 業務勘定は年金事務等に関する費用を管理する勘定。
- 2. 各制度から受給者に支給される年金給付費のみ太線表示。
- 3. 共済組合・同連合会等は年金特別会計には含まれないが、基礎年金勘定との関連もあり表示している。

ており、現役世代が払い込む保険料が受給世代に給付される年金の財源となる。保険料などの収入が年金給付などの支出を上回る場合は、積立金として積み立てられ、収入が支出を下回る場合には積立金を取り崩され、支出に充当される<sup>3)</sup>。

## (2) 公的年金の財政の現状

前項で述べた制度の概要をもとに、公的年金、なかでも政府が所管している基礎年金、国民年金、厚生年金の三つの特別会計の財政の現状を整理すると以下ようになる。なお、これらの三つの財政については、簿価ベースの単年度収支<sup>4)</sup>を分析の対象としている。

### a. 基礎年金勘定と国民年金勘定の財政の現状

最初に、国民年金制度における基礎年金勘定と国民年金勘定の財政についてみていく。基礎年金は、65歳以上の受給権者に対し定額の年金を支給するものであり、その資金は基礎年金勘定で管理される。前記のように、基礎年金の給付に要する費用は、国が負担する分を除いて、国民年金勘定と厚生年金・共済年金の被用者年金制度が、基礎年金拠出金としてその被保険者数に応じて負担することになっている。このため基礎年金勘定の収支は基本的に均衡しており、赤字が累積することはない(図表3)。

国民年金勘定においては、第1号被保険者にかかる保険料収入や年金給付にかかる資金が管理される。収入は国民年金保険料が大部分を占め、支出の大半は基礎年金拠出金である<sup>5)</sup>。国民年金保険料の納付率低下傾向を考慮すると、国民年金勘定の財政収支は赤字が続いている

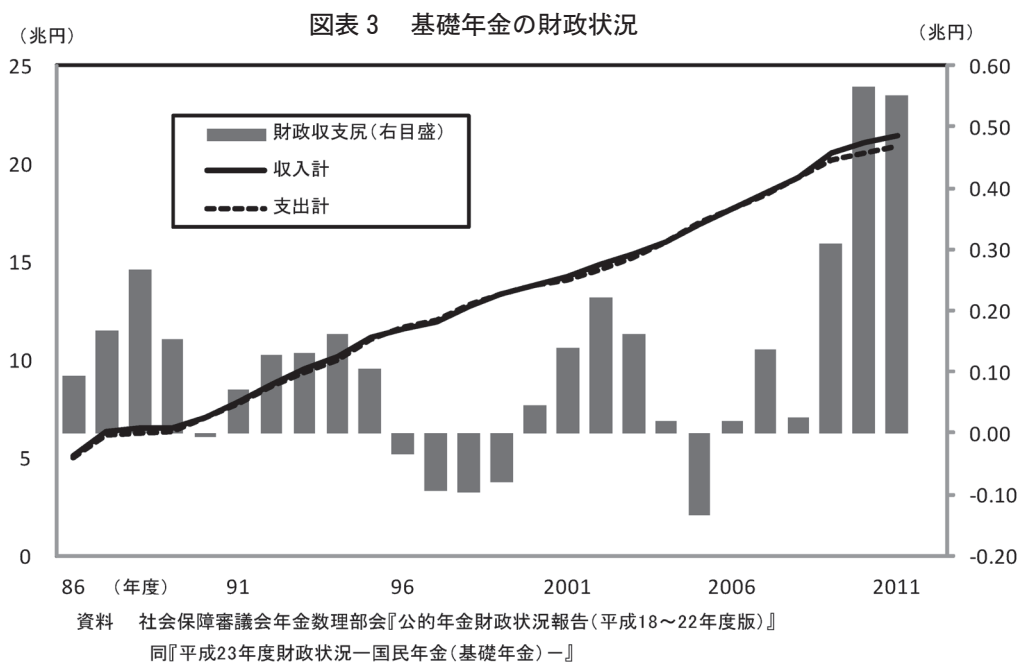
のではないかとと思われるが、支出の大半を占める基礎年金拠出金の算出が、国民年金保険料の免除者や未納者を除いた算定対象者数を基に計算されるため、現状では、国民年金勘定の財政収支は概ねバランスがとれているとみなしてよいものと思われる。

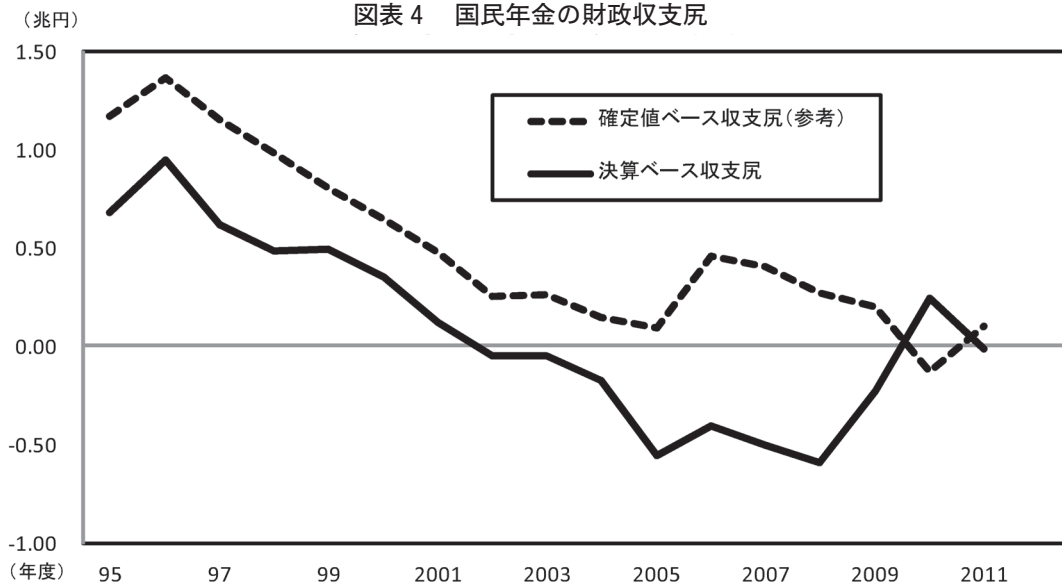
基礎年金拠出金と基礎年金交付金は、決算ベースの金額(当該年度の概算値に前々年度の精算値が加算されたもの)と確定値(決算の後で最終的に確定した金額)が大きく異なる場合があるため、図表4では、決算ベースの財政収支とともに、基礎年金拠出金と基礎年金交付金を確定値で置換えた確定値ベース財政収支<sup>6)</sup>を参考として掲げている。

### b. 厚生年金勘定の財政の現状

厚生年金は最大の公的年金制度であり、その資金を管理する厚生年金勘定は、図表5のように、97年度までは多額の黒字を計上していたが、98年度から黒字縮小方向に転じた。さらに、2003年度に赤字に陥り、2005年度以降大幅な赤字を計上している。その原因は、98年度頃から保険料収入や積立金運用収入などの財政収入が伸び悩む一方で、年金給付費や基礎年金拠出金などの財政支出が増勢を続けてきたことにある。

主要な財政収入である保険料収入の増勢鈍化は、被保険者数の伸び悩みや保険料計算の対象となる標準報酬すなわち賃金水準の伸び悩みに主たる原因がある。積立金運用収入は、90年代までは財政収入のかなりのウェイトを占めていたが、2000年代になって大きく減少した。これは、金利の低下など経済のデフレ化傾向で資金運用環境が悪化したためである。一方、財政支出面では、年

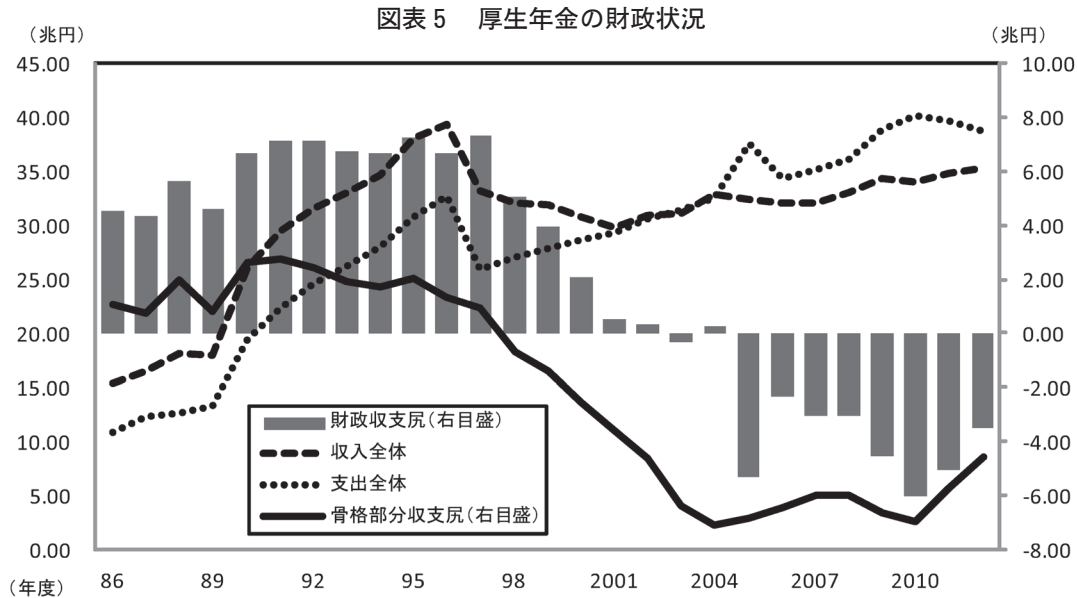




資料 社会保障審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告(平成18~22年度版)』  
同『平成23年度財政状況—国民年金(基礎年金)—』

(注)1. 収入の基礎年金交付金と支出の基礎年金拠出金は、決算ベースでは当年度の概算値に前々年度の精算値の合計が計上される。確定値ベースは、決算ベースの基礎年金交付金と基礎年金拠出金を確定値に差し替えて財政収支を計算したもの。

2. 上表の確定値ベースと決算ベースの差異は、主として基礎年金拠出金にかかる差である。



資料 社会保障審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告(平成18~22年度版)』  
同『平成23年度財政状況—厚生年金保険—』

(注)1. 財政収支尻=収入全体-支出全体  
2. 骨格部分収支尻=保険料収入+国庫負担+基礎年金交付金-年金給付費-基礎年金拠出金

金給付費や基礎年金拠出金が増加傾向にあるが、これは年金受給者の増加が主因である。

これらを総合すれば、厚生年金の財政悪化の要因として、少子高齢化の進行による被保険者数の伸び悩みや年金受給者の増加、経済成長力の低下による賃金の伸び悩みや金利低下などがあげられる。なお、これらの要因以外に、基礎年金拠出金の増加には各制度間の負担割合の

算出方法も影響している。これについては後で詳述する。厚生年金勘定には、公的年金の制度変更にもなる制度間調整交付金なども含まれるため、これらの要因や上記運用収入を除いた本来の年金部分のみの収支(収入は保険料と国庫負担、基礎年金交付金からなり、支出は年金給付金と基礎年金拠出金からなる収支<sup>7)</sup>で、以下「骨格部分収支尻」と呼ぶ)をみていく必要がある。厚生年



金勘定の全体の財政収支戻と骨格部分収支戻を比べてみると、骨格部分収支戻は98年度から赤字に陥ったが、この時期には全体の収支戻はまだかなりの黒字を維持している（図表5）。全体の収支戻が赤字になるのは2003年度頃からであるが、この時期には骨格部分収支戻は赤字のピークに近い状況にある。2005年度以降全体の収支戻は高水準の赤字を続けるが、骨格部分収支戻の赤字はわずかながら改善傾向となっている。

全体の収支戻と骨格部分収支戻との差は、主として積立金運用収入によるものである。積立金運用収入は2001年度頃までは収入全体に占めるシェアも大きく、骨格部分収支戻の赤字を埋め合わせていたが、その後、減少幅が拡大し、特に、リーマンショック後の2009年度以降は大きく縮小している（図表6）。

こうした財政状況の結果、厚生年金の積立金は、2002年度末の138兆円をピークに減少傾向を続け、2012年度末には105兆円となり、この10年間で33兆円減少している。今後もこうした赤字が続くとすれば、将来世代に大きな負担を課することになる。

以上のように、公的年金の財政については、基礎年金勘定は収支が均衡するように設計されており、国民年金勘定の収支も、現状までのところほぼバランスがとれているとみなしてよいものと思われる。こうした点から、公的年金の財政上の問題点は、厚生年金勘定の財政の不均衡に集約化されているとみることができる。

## 2 公的年金の財政の分析

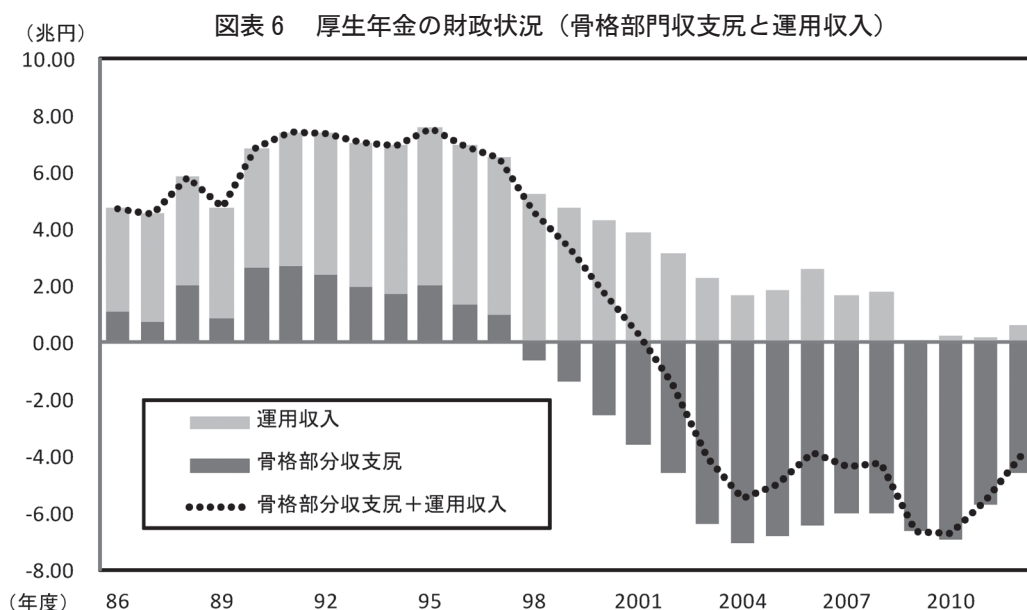
### (1) 本研究のねらい

公的年金の財政については、毎年、厚生労働省の社会保障審議会年金数理部会から『公的年金財政状況報告』が公表されている。この報告書では、公的年金の財政について、保険料収入や年金給付費、運用収入などの主要な収入・支出項目の前年度および過去のデータとの比較分析などが示され、被保険者や受給者などに関する詳細な分析がなされている。本稿の財政分析で使用している統計データも、ほとんどが上記報告書とその付属資料に掲載されている統計データである。

このほか、年金扶養比率や総合費用率などの財政指標による分析も行われており、また、2004年度の公的年金改革において制度化された5年ごとの財政検証や財政再計算結果との比較分析もなされている。

年金財政の今後について検討するには、5年ごとの財政検証との比較などが一つの考え方ではあるが、財政検証自体が100年というきわめて長い期間であり、検証数値も前提の置き方（人口成長や経済成長率、賃金上昇率、運用利回りなど）によって大きく変わってくるため、もう一つ現実感に乏しい。

本稿では、年金財政を均衡させる単純な理論式に、統計データをあてはめて計算した財政収支戻（試算値）と、現実の財政収支戻（現実値）とを比較検討することにより、収支不均衡の原因を洗い出し、収支均衡へ向けての方向性を考察している。



資料 社会保障審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告（平成18～22年度版）』  
同『平成23年度財政状況－厚生年金保険－』

厚生労働省年金局「厚生年金・国民年金の平成24年度収支決算の概要」

注) 1. 骨格部分収支戻＝保険料収入＋国庫負担＋基礎年金交付金－年金給付費－基礎年金拠出金

## (2) 厚生年金の財政の分析

前記のように、公的年金の財政の現状における問題点は、厚生年金勘定の財政不均衡に集約されているといえることができる。このため、以下では、厚生年金勘定を中心に財政分析を行う。

厚生年金の財政について、本質的な部分を際立たせるため、積立金の運用収入等は除き、骨格部分収支尻、すなわち収入は保険料収入と国庫負担のみ、支出は、年金給付費と基礎年金拠出金のみについて考えることとする

$\begin{aligned} \text{厚生年金財政収入（保険料収入）} &= \text{平均賃金} \times \text{保険料率} \times \text{現役労働者数} \\ &= \text{平均標準報酬額} \times \text{厚生年金保険料率} \times \text{厚生年金被保険者数} \\ &= 1 \text{人あたり厚生年金保険料} \times \text{厚生年金被保険者数} \quad \dots\dots \textcircled{1} \end{aligned}$
$\begin{aligned} \text{厚生年金財政支出} &= \text{厚生年金給付額} + \text{厚生年金が負担する基礎年金拠出金額} \\ &= (1 \text{人あたり厚生年金給付額} \times \text{厚生年金受給者数}) + (\text{厚生年金の1人} \\ &\quad \text{あたり基礎年金拠出金額} \times \text{厚生年金被保険者数}) \quad \dots\dots \textcircled{2} \end{aligned}$

ここで、厚生年金が負担する基礎年金拠出金額は、次のように計算される。下記式において1/2を乗じているのは、基礎年金給付費について半額の国庫負担があり<sup>9)</sup>、これを除いて考えるためである。

$$\text{厚生年金が負担する基礎年金拠出金額} = (\text{基礎年金全体の給付額} \times 1/2) \times (\text{厚生年金の基礎年金算定対象者数} / \text{全基礎年金算定対象者数})$$

保険料の免除者や未納者が少ない場合には、基礎年金算定対象者数と被保険者数との差は少なくなり、上の式は次の式で代替可能となる。

$$\text{厚生年金が負担する基礎年金拠出金額} = (\text{基礎年金全体の給付額} \times 1/2) \times \{(\text{厚生年金第2号被保険者数} + \text{厚生年金被保険者に扶養される第3号被保険者数}) / \text{公的年金全体の被保険者数}\}$$

$1 \text{人あたり厚生年金給付額} \leq \{1 \text{人あたり厚生年金保険料} - \text{厚生年金の1人あたり基礎年金拠出金額}\} \times (\text{厚生年金被保険者数} / \text{厚生年金受給者数}) \quad \dots\dots \textcircled{3}$
---

③式における厚生年金被保険者数/厚生年金受給者数は、厚生年金の年金扶養比率（1人の年金受給者が何人の被保険者によって支えられているかを示す比率）である。年金扶養比率が上昇すると財政収支は好転し、年金扶養比率が低下すると財政収支は悪化することになる。

98年度以降の各年度において、③式に実際のデータをあてはめて財政収支尻を試算し、それを実際の財政収支尻と比較したものが図表7である。試算に使用した統計データとその計算方法等については、次の処理を行っている。

①基礎年金拠出金の算定は、各制度の算定対象者数の頭割り計算で計算されるが、本来は被保険者数の頭割り計算で計算されるのが望ましいと考えられるため、試算

<sup>8)</sup>。なお、国庫負担は基礎年金拠出金を対象としたものであるため、基礎年金拠出金は国庫負担を除いたものを考える。

上記のような前提のもとで、厚生年金の財政収入と財政支出は次のように表される。なお、以下の式における「1人あたり」の意味は、年金給付額については「受給者1人あたり」であり、保険料や基礎年金拠出金については「被保険者1人あたり」である。

なお、厚生年金の1人あたり基礎年金拠出金額は、上式の両辺を厚生年金被保険者数（厚生年金第2号被保険者数）で割ったものである。

厚生年金の財政がバランスする条件は、財政支出 $\leq$ 財政収入であり、①②式から次のようになる。

$$(\text{厚生年金給付額} + \text{厚生年金が負担する基礎年金拠出金額}) \leq \text{厚生年金保険料収入}$$

上式は次のように展開される。

$$\{1 \text{人あたり厚生年金給付額} \times \text{厚生年金受給者数} + (\text{厚生年金の1人あたり基礎年金拠出金額} \times \text{厚生年金被保険者数})\} \leq \{1 \text{人あたり厚生年金保険料} \times \text{厚生年金被保険者数}\}$$

これを整理すると、次の式が導かれる。

値では被保険者数を基に計算したもの（被保険者ベース試算値）と算定対象者数を基に計算したもの（算定者ベース試算値）の二つを掲載している。

②厚生年金の受給者は、老齢相当、通老相当、障害年金、遺族給付に分類されるが、通老相当は年金加入期間も短く、1人あたり年金給付額も少ない。このため、老齢相当の受給者の1人あたり年金給付額を1として、その他をウェイト付けし、そのウェイトに基づいて厚生年金受給者数の修正計算を行い、この修正受給者数で試算を行った。

③厚生年金受給者は、65歳になると、基礎年金勘定から定額の老齢基礎年金を、厚生年金勘定から報酬比例の老齢厚生年金を支給される。一方、60～64

歳では定額部分と報酬比例部分を含む特別支給の厚生年金が支給されている<sup>10)</sup>。また、旧法（1986年の基礎年金制度導入以前）における厚生年金の支給にも定額部分と報酬比例部分が含まれている。試算では、特別支給や旧法に基づく厚生年金の支給のうち、基礎年金相当部分は基礎年金勘定から支払われ、報酬比例部分は厚生年金勘定から支払われるものとして計算している<sup>11)</sup>。このため、③式の1人当たり厚生年金給付額は、「老齢基礎年金月額を加算した平均年金月額」から「老齢基礎年金平均月額」を控除した金額を使用して試算している（巻末統計表7参照）。

図表7では、試算値（被保険者ベース）の骨格部分収支戻は実績値（決算ベース）のそれに比べて赤字幅が少なくなっており、試算値（算定者ベース）の赤字幅は実績値（決算ベース）に近い。試算値（被保険者ベース）と試算値（算定者ベース）の差は、基礎年金拠出金の計算に被保険者数（保険料免除者は除く）を使う場合と算定対象者数を使う場合の差である。厚生年金の場合は被保険者数と算定対象者数に大きな差はないが、国民年金の第1号被保険者については、保険料未納者の増加で、被保険者数に比べて算定対象者数がかなり少なくなっており、その分、被用者年金制度の負担が大きくなり、特に、厚生年金の負担が大きくなっている。一方、試算値（算定者ベース）の赤字幅が実績値（決算ベース）に近いことから、試算値（被保険者ベース）と実績値（決算ベース）の差も基礎年金拠出金の計算方法の差によってかな

りの部分が説明できることになる。

厚生年金の骨格部分収支戻を2011年度についてみると、試算値（被保険者ベース）では約5兆円の赤字であるが、実績値では5兆7千億円の赤字であり、試算値（算定者ベース）では約5兆5千億円の赤字である。試算値（被保険者ベース）と実績値の差は約7千億円であるが、このかなりの部分が基礎年金拠出金の算定方法の違いによるものとみなすことができる<sup>12)</sup>。

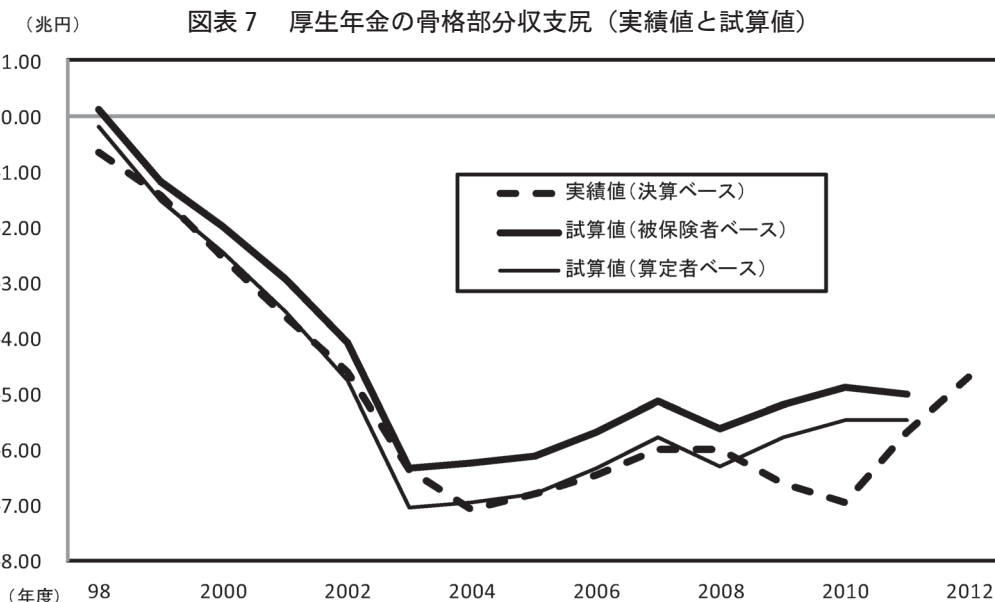
以上は厚生年金勘定について分析を進めてきたが、国民年金勘定についても同様の考察が可能である<sup>13)</sup>。

### (3) 試算値を通じた分析による財政状況の把握

前項の試算値を通じた分析から、次のような推論が導き出せよう。

第一は、厚生年金の財政は2003～2004年度を底に改善傾向にあることである。試算値（被保険者ベース）では、2003年度に6兆3千億円の赤字であったものが、2011年度には5兆円の赤字に縮小している。実績値（決算ベース）では2004年度に約7兆1千億円の赤字であったものが、2011年度には5兆7千億円の赤字となり、2012年度には4兆7千億円の赤字にまで縮小している。

実績値（決算ベース）は、基礎年金拠出金や基礎年金交付金について、当年度は概算値で計算し、確定値と相違があった場合に翌々年度の決算で精算することとなっているため、振れが大きいという特徴がある（試算値ではこうした影響はない）。こうした点を考慮しても、実績値（決算ベース）でも改善傾向にあるとみなすことができよう（図表7）。厚生年金の財政が改善傾向にある



資料 社会保障審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告（平成18～22年度版）』

同『平成23年度財政状況—厚生年金保険—』

厚生労働省年金局「厚生年金・国民年金の平成24年度収支決算の概要」

(注)1. 骨格部分収支戻＝保険料収入＋国庫負担＋基礎年金交付金－年金給付費－基礎年金拠出金

2. 被保険者ベースは基礎年金拠出金を被保険者数を基に試算したもの、算定者ベースは同拠出金を算定対象者数を基に試算したもの



要因としては、被保険者数がわずかながら増加あるいは横ばい傾向にあることに加えて、2004年の年金改革により保険料率を毎年度0.354%ずつ引き上げていること<sup>14)</sup>、基礎年金の国庫負担が引き上げられたこと（2009年度に2分の1へ）の影響などが考えられよう。

第二は、国民年金の納付率低下が、基礎年金拠出金の算定方法（未納者は算定対象者に含まれない）によって、厚生年金の財政負担を大きくしていることである。このことは逆に、国民年金の保険料納付率を上昇させれば、厚生年金の単年度収支の赤字縮小につながることを意味する。

第三は、収入面と支出面をセットで考えると、第3号被保険者については支出（基礎年金拠出金）があっても直接的な収入はないことである。扶養配偶者が厚生年金の被保険者（第2号被保険者）の場合、その被扶養配偶者（第3号被保険者）は、厚生年金が負担する基礎年金拠出金を算定する際に算定対象者に含まれる。従って、基礎年金拠出金の一部を負担するが、第3号被保険者からは直接保険料を徴収しているわけではない<sup>15)</sup>。厚生年金の年金扶養比率が高い（受給者数に比べて被保険者数が大きい）状況では、財政にゆとりがあり問題はなかったが、少子高齢化が進んで年金扶養比率が低下してきた現状では、第3号被保険者にかかる基礎年金拠出金負担分が、厚生年金の財政赤字の一因となっているという見方もできよう。

### 3 公的年金の財政再建の方向

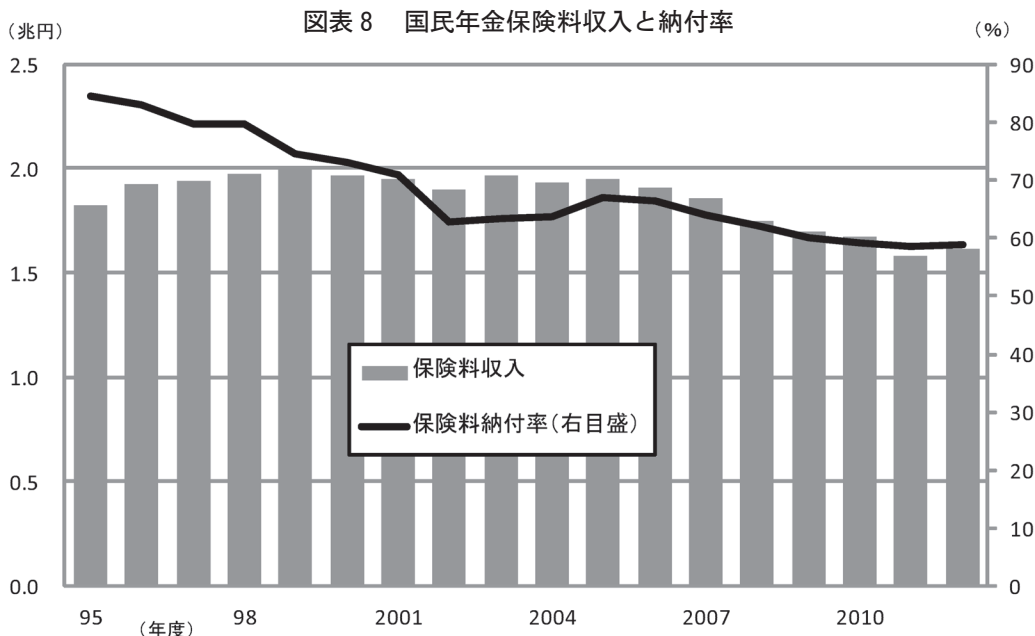
前記のように、厚生年金の財政は、2011年度時点において単年度収支の骨格部分収支が5兆7千億円の赤字となっている（運用収入等を含む全体の収支では4兆9千億円の赤字）。2012年度では骨格部分収支が約4兆7千億円の赤字（全体の収支では3兆5千億円の赤字）に縮小している。厚生年金制度を持続可能なものとしていくためには、まずは上記赤字額の削減を図る必要がある。

骨格部分収支が赤字であるということは、年金給付額の過大、あるいは保険料徴収額の過少が存在しているということであり、これは構造的な赤字である。こうした赤字幅を放置しておくことは、将来世代に大きな負担を課することになる。

上記財政赤字削減の方策としては、次のようなものが考えられる。

第一は、年金給付の払い過ぎの解消として、過去の物価下落時（1999～2001年）に特例として据え置かれた年金（特例水準2.5%分）の引き下げを着実に実施することである。これについては、すでに年金減額法が成立（2012年11月16日）しており、2013～2015年度の3年間（2013年10月▲1.0%、2014年4月▲1.0%、2015年4月▲0.5%）で実施することとされており、着実な実施が求められる<sup>16)</sup>。

第二は、国民年金第1号被保険者について、低下した保険料納付率を回復させることである。国民年金第1号被保険者の保険料納付率の低下（図表8）は、国民年金



資料 社会保険審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告(平成18～22年度版)』  
同『平成23年度財政状況－国民年金(基礎年金)－』  
厚生労働省年金局「国民年金保険料の納付率」

の基礎年金拠出金の算定対象者の減少を通じて、厚生年金が負担する基礎年金拠出金を増やすことにつながっている。国民年金保険料の未納分がなくなれば、その分、厚生年金が負担する基礎年金拠出金が少なくなり、厚生年金の財政赤字縮小につながる<sup>17)</sup>。

第三の方策としては、100兆円を超える年金積立金の運用益を確実に確保していくことである。資産運用におけるリターンとリスクはトレードオフの関係にあり、リターンを追求するとリスクも大きくなる。利用可能な資産運用技術を駆使して、リスクを極力抑えつつリターンを大きくしていく努力が求められる。運用益が大きくなればその分財政赤字が削減される。

第四は、適切なマクロ経済運営によって、デフレから脱却し、賃上げ等の実現を図っていくことである。雇用が増え賃金が増えれば、被保険者数が増加し、標準報酬額も増加して保険料収入が増えることになり、財政赤字削減につながる。現在、アベノミクスの効果で景気が回復傾向にあるが、こうした経済状況が今後も続くことが望まれる。

これらの方策によってもなお財政赤字が残る場合には、さらなる年金給付額の減額や保険料の引き上げが必要となるが、その際に検討課題となるのは、国民年金第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）からの保険料徴収についてであろう。これまで、第3号被保険者からは直接的な形で保険料を徴収することはなかったが、国民年金の第1号被保険者の場合は、夫婦であっても保険料はそれぞれが負担し、国民年金勘定を通じて基礎年金拠出金を支払っているし、結婚後も働いて第2号被保険者となっている女性は保険料を納付している。公平性を保つ観点からも第3号被保険者からの保険料徴収が検討されることが望ましいと思われる。

## おわりに

以上、厚生年金を中心に、年金財政を均衡させる単純な理論式に、統計データをあてはめて計算した財政収支と、現実の財政収支とを比較することなどを通じて、公的年金財政の分析と財政赤字削減の方策などについて述べてきた。本稿のねらいは、公的年金に関する理解や公的年金に関する諸問題を、簡素でより具体的に、分かりやすい形で提示することにある。そうしたねらいが達成できたかどうかは、読者の判断を待つことになる。

以上

## 注

- 1) 基礎年金が導入された1986年度よりも前の旧法による年金給付に要する費用のうち、基礎年金に相当する給付に要する費用（旧法による国民年金の給付や厚生年金の定額部分の給付など）は「基礎年金相当給付費」あるいは「みなし基礎年金給付費」と呼ばれる。この基礎年金相当給付費と新法の基礎年金給付費の合計が、基礎年金拠出金として各制度から基礎年金勘定に支出される。このうち、基礎年金相当給付費の部分は、基礎年金交付金として基礎年金勘定から再び各制度に戻され、各制度から受給者に給付される。
- 2) 基礎年金拠出金の各制度の負担割合を算出する際の対象被保険者数を基礎年金拠出金算定対象者数という。厚生年金や共済年金の被用者年金制度の場合は、第2号被保険者のうち20歳以上60歳未満の者が対象となる。国民年金制度の場合は、任意加入を含む第1号被保険者が対象となるが、保険料全額免除者や未納者は除かれる。また、保険料一部免除者はその免除割合に応じてカウントされる。第1号被保険者については、保険料の免除者や未納者が多数存在するため、被保険者数と算定対象者数が大きく異なっているのが実態である。
- 3) こうした財政方式は、修正賦課方式ないしは修正積立方式と呼ばれることもある。
- 4) 基礎年金、国民年金、厚生年金の特別会計の財政運営は、積立金を活用する有限均衡方式がとられているため、「積立金より受入」が収入に含まれている。しかし、年金財政の観点からは収入から除くのが適当である。このため、厚生年金・国民年金勘定の収入から「積立金より受入」を除き、基礎年金勘定の収入から「前年度剰余金受入」を除いた単年度収支を分析の対象としている。なお、社会保障審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告』では、上記単年度収支については、運用収入（簿価ベース）等を除いた「運用損益分を除いた単年度収支」と、運用による損益（時価ベース）が掲載されている。
- 5) このほかの支出として、旧法に基づく国民年金の給付（基礎年金相当給付費）がある。旧法および新法の基礎年金給付にかかる費用が、基礎年金拠出金として国民年金勘定から基礎年金勘定に支出された後で、旧法分については、基礎年金交付金として基礎年金勘定から国民年金勘定に戻され、これを財源として国民年金勘定から受給者に給付が行われる（新法分については基礎年金勘定から支払われる）。国民年金勘定の財政収支の観点からは、旧法に基づく国民年金の給付は基礎年金交付金と相殺可能なものであり、財政収支尻には影響しない。

- 6) 確定値は決算後に確定したものであり、単年度収支において、決算ベースの基礎年金拠出金や基礎年金交付金の金額を確定値で置き換えたものは、正確な決算数値とはいえないが、財政の傾向をつかむには、この確定値ベースでの収支尻が参考になるものと思われる。
- 7) 旧法に基づく厚生年金の給付のうち基礎年金に相当する部分（基礎年金相当給付費）は、基礎年金拠出金として厚生年金勘定から基礎年金勘定へ支出された後で、基礎年金交付金として再び厚生年金勘定へ戻され、厚生年金勘定から受給者に給付される。厚生年金の単年度収支では、基礎年金交付金が収入に計上され、旧法の基礎年金相当給付費は全体の年金給付費に合算されて支出に計上される。こうした性質から、基礎年金交付金と基礎年金相当給付費は相殺可能なものである（相殺しても財政収支尻に影響しない）。
- 8) ここでは、旧法に基づく基礎年金相当の給付は基礎年金勘定から支払われるものと考え、厚生年金の給付費には基礎年金相当給付費は含まないものとする。この結果、収入の部の基礎年金交付金は発生しない。
- 9) 基礎年金の国庫負担率については、2003年度までは $1/3$ 、2004年度は $1/3 + 272$ 億円、2005年度は35.1%、2006年度は35.8%、2007年度と2008年度は36.5%、2009年度以降 $1/2$ となっている。
- 10) 特別支給の定額部分の支給開始年齢は順次引き上げられており、2014年度には定額部分の支給はなくなる。
- 11) こうした取扱いをすることにより、基礎年金勘定から各制度への基礎年金相当給付費の戻入れ（基礎年金交付金）と、それを財源とする基礎年金相当の年金給付はなくなる。
- 12) 試算値（被保険者ベース）と実績値（決算ベース）の差約7千億円のうち、基礎年金拠出金の算定方法の違いによるものが約4千億円であり、それ以外の約3千億円が保険料収入や年金給付費の差によるものである。
- 13) 国民年金勘定の財政が均衡する条件は、基礎年金拠出金 $\leq$ 保険料収入である。国民年金勘定の基礎年金拠出金の負担額は次のようになる。  
 基礎年金拠出金額 = (基礎年金全体の給付額 $\times 1/2$ )  
 $\times$  (国民年金の基礎年金算定対象者数/全基礎年金算定対象者数)  
 国民年金の基礎年金算定対象者数は保険料を納付している第1号被保険者数と、全基礎年金算定対象者数は保険料を納付している基礎年金被保険者数と置き換えることが可能であり、上の式は次のようになる。  
 基礎年金拠出金額 = (基礎年金全体の給付額 $\times 1/$
- 2)  $\times$  (保険料納付第1号被保険者数/保険料納付基礎年金被保険者数)  
 = (1人あたり基礎年金給付額 $\times$ 基礎年金受給者数)  
 $\times 1/2 \times$  (保険料納付第1号被保険者数/保険料納付基礎年金被保険者数)  
 一方、保険料収入は次のように計算される。  
 保険料収入 = 1人あたり国民年金年額保険料（月額保険料 $\times 12$ か月） $\times$ 保険料納付第1号被保険者数  
 前記の国民年金勘定の財政バランス条件式から、次のように整理できる。  
 {(1人あたり基礎年金給付額 $\times$ 基礎年金受給者数)  
 $\times 1/2 \times$  (保険料納付第1号被保険者数/保険料納付基礎年金被保険者数)}  $\leq$  1人あたり国民年金年額保険料 $\times$ 保険料納付第1号被保険者数  
 これを整理すると、次の式が導かれる。  
 (1人あたり基礎年金給付額 $\times 1/2$ )  $\leq$  {1人あたり国民年金年額保険料  
 $\times$  (保険料納付基礎年金被保険者数/基礎年金受給者数)}  
 ここで、保険料納付基礎年金被保険者数/基礎年金受給者数は基礎年金の年金扶養比率である。上の式では、保険料納付第1号被保険者数が相殺されてでないが、これは、保険料納付第1号被保険者数が国民年金勘定の財政バランスに関係がないことを示している。財政バランスには、受給者1人あたり基礎年金給付額と被保険者1人あたり国民年金保険料との比率、基礎年金の年金扶養比率が関係してくることになる。
- 14) 厚生年金の保険料率は、2003年度に総報酬制の導入により低下（2002年度の17.35%から13.58%へ）した後、2004年度以降毎年0.354%ずつ引き上げられている。今後も毎年0.354%の引き上げが行われ、2017年度に18.3%に達した段階で固定されることになっている。
- 15) 第3号被保険者の基礎年金拠出金負担分が、扶養配偶者（第2号被保険者）から徴収する保険料に含まれているとの見方もできるが、明確な形で徴収されているわけではない。
- 16) 特例水準2.5%分の引き下げによって、基礎年金も含む公的年金全体で1兆円程度の給付額削減が可能になる。
- 17) 本試算では、試算値（被保険者ベース）と試算値（算定者ベース）の差が約4千億円であり、仮に、国民年金保険料の未納者が無くなった（保険料免除者を除く被保険者がすべて保険料を納付する）とすれば、厚生年金の財政赤字を4千億円程度削減する効果がある。

(参考文献)

1. 上村敏之『公的年金の財源の経済学』初版、日本経済新聞社、2009年
2. 牛丸聡『公的年金の財政方式』初版、東洋経済新報社、1996年
3. 厚生労働省社会保障審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告(平成16～23年版)』
4. 厚生労働省年金局数理課『厚生年金・国民年金 平成16(2004)年財政再計算結果』2005年
5. 厚生労働省『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—平成21(2009)年財政検証結果—』2009年
6. 吉原健二『わが国の公的年金制度—その生い立ちと歩み—』初版、中央法規出版、2004年
7. 服部营造編著『年金の基礎知識』初版、自由国民社、2010年
8. 川瀬晃弘「基礎年金拠出金の算定方法と公的年金の未納問題」法政大学大学院エイジング総合研究所、2006年6月
9. 社会保障制度改革国民会議『社会保障制度改革国民会議—豊かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋—』2013年8月6日
10. 鈴木博「日本の公的年金制度の現状と今後の方向」『農林金融』第63巻第9号、2010年9月、20～34頁



## 巻末統計(\*印は公表資料から抽出したもの、無印は筆者が加工したもの)

表1 公的年金被保険者数(単位 千人、ただし3号/2号は除く)

年度末	全体*	第1号*	第2号*	第3号*	3号/2号	第1号(免除者除く)	全体(免除者除く)
1998	70,502	20,426	38,258	11,818	0.309	16,428	66,504
1999	70,616	21,175	37,755	11,686	0.310	16,747	66,188
2000	70,491	21,537	37,423	11,531	0.308	17,839	66,793
2001	70,168	22,074	36,760	11,334	0.308	18,314	66,408
2002	70,460	22,368	36,856	11,236	0.305	19,731	67,823
2003	70,292	22,400	36,798	11,094	0.301	19,500	67,392
2004	70,293	22,170	37,130	10,993	0.296	19,108	67,231
2005	70,447	21,903	37,621	10,922	0.290	18,354	66,898
2006	70,383	21,230	38,363	10,789	0.281	17,681	66,834
2007	70,066	20,354	39,084	10,628	0.272	16,892	66,604
2008	69,358	20,007	38,916	10,436	0.268	16,512	65,863
2009	68,738	19,851	38,677	10,209	0.264	16,219	65,106
2010	68,258	19,382	38,829	10,046	0.259	15,639	64,515
2011	66,726	19,044	37,904	9,778	0.258	15,154	62,836

資料 社会保障審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告(平成18~22年度)』

同『平成13~23年度財政状況一国民年金(基礎年金)一』

- (注) 1. 第2号被保険者には厚生年金保険と共済年金の被保険者が含まれる。  
 2. 「免除者除く」の意味は、保険料免除者は除いているが猶予者は含めている。  
 3. 保険料一部免除者は免除割合に応じウエイトづけている。

表2 厚生年金の被保険者数と受給者数(単位、千人)

年度末	厚生年金被保険者数*	厚生年金受給者数(支給)*	うち老齢相当*	うち通老相当*	うち障害年金*	うち遺族給付*	厚生年金受給者数(修正受給者数)
1998	32,957	16,503	7,854	5,226	306	3,117	10,721
1999	32,481	17,233	8,142	5,517	313	3,261	11,176
2000	32,192	18,074	8,519	5,840	319	3,395	11,713
2001	31,576	19,005	8,951	6,201	325	3,528	12,350
2002	32,144	20,315	9,571	6,677	336	3,731	13,214
2003	32,121	21,369	10,074	7,086	341	3,868	13,889
2004	32,491	22,334	10,490	7,492	348	4,003	14,560
2005	33,022	23,156	10,852	7,805	355	4,145	15,094
2006	33,794	24,043	11,234	8,169	356	4,284	15,664
2007	34,570	25,226	11,725	8,728	360	4,414	16,474
2008	34,445	26,684	12,287	9,485	363	4,549	17,324
2009	34,248	28,141	12,893	10,219	366	4,664	18,165
2010	34,411	29,433	13,399	10,849	377	4,807	19,018
2011	34,515	30,479	13,831	11,339	384	4,924	19,649

資料 社会保障審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告(平成18~22年度)』

同『平成13~23年度財政状況一厚生年金保険一』

- (注)修正受給者数は、筆者推計による(老齢相当、通老相当、障害年金、遺族給付の1人あたり年金給付額について老齢相当を1としてウエイト付けし、そのウエイトに基づいて受給者数を計算し、全体を合計したもの)。2011年度の場合、ウエイトは老齢相当1、通老相当0.159、障害年金0.584、遺族給付0.770である。

表3 公的年金全体と厚生年金の被保険者数と算定対象者数(単位 千人)

年度	公的年金被保険者数*	厚生年金被保険者数*	(公的年金全体の第3号被保険者数/第2号被保険者数)+1	被扶養配偶者(第3号)を含めた場合の厚生年金被保険者数(推定値)	公的年金算定対象者*	厚生年金算定対象者(3号含む)*
1998	70,502	32,957	1.309	43,141	60,887	41,691
1999	70,616	32,481	1.310	42,550	60,469	41,149
2000	70,491	32,192	1.308	42,107	59,753	40,747
2001	70,168	31,576	1.308	41,301	59,249	40,356
2002	70,460	32,144	1.305	41,948	58,142	40,006
2003	70,292	32,121	1.301	41,789	57,965	40,038
2004	70,293	32,491	1.296	42,108	57,816	40,102
2005	70,447	33,022	1.290	42,598	59,606	41,766
2006	70,383	33,794	1.281	43,290	57,480	40,604
2007	70,066	34,570	1.272	43,973	57,283	41,075
2008	69,358	34,445	1.268	43,676	56,690	40,994
2009	68,738	34,248	1.264	43,289	55,342	40,204
2010	68,258	34,411	1.259	43,323	54,651	39,970
2011	66,726	34,515	1.258	43,420	53,776	39,586

資料 社会保障審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告(平成18～22年度)』、『平成13～23年度財政状況－厚生年金保険－』  
『平成13～23年度財政状況－国民年金(基礎年金)－』

(注) 被扶養配偶者(第3号)を含めた厚生年金被保険者数は、公的年金全体の第3号被保険者数/第2号被保険者数が厚生年金においても変わらないという前提で推計している。

表4 基礎年金拠出金の計算(算定対象者ベース、  
(単位 金額は億円、月額は円、算定対象者数は千人)

年度	基礎年金給付費(特別国庫負担を除く)*	公的年金算定対象者数*	厚生年金算定対象者数(3号含む)*	厚生年金の基礎年金拠出金(算定対象者ベース)	国庫負担	国庫負担控除後基礎年金拠出金(算定対象者ベース)
1998	124,124	60,887	41,691	84,991	3分の1	56,661
1999	130,787	60,469	41,149	89,002	3分の1	59,335
2000	137,307	59,753	40,747	93,633	3分の1	62,422
2001	143,255	59,249	40,356	97,575	3分の1	65,050
2002	149,653	58,142	40,006	102,972	3分の1	68,648
2003	154,692	57,965	40,038	106,850	3分の1	71,233
2004	159,044	57,816	40,102	110,314	1/3+272	73,271
2005	164,416	59,606	41,766	115,207	35.1%	74,769
2006	169,862	57,480	40,604	119,991	35.8%	77,034
2007	176,874	57,283	41,075	126,829	36.5%	80,536
2008	184,065	56,690	40,994	133,101	36.5%	84,519
2009	193,998	55,342	40,204	140,933	2分の1	70,467
2010	196,401	54,651	39,970	143,640	2分の1	71,820
2011	197,382	53,776	39,586	145,301	2分の1	72,651

資料 社会保障審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告(平成18～22年度)』

同『平成13～23年度財政状況－国民年金(基礎年金)－』

(注)基礎年金給付費には基礎年金相当給付費を含む。

表5 基礎年金拠出金の計算(免除者を除く被保険者ベース)  
(単位、金額は億円、月額は円、被保険者数は千人)

年度	基礎年金給付費(特別国庫負担を除く)*	公的年金被保険者数(免除者を除く)	厚生年金被保険者数*	被扶養配偶者(第3号)を含めた厚生年金被保険者数(推定値)	厚生年金の基礎年金拠出金(被保険者ベース)	国庫負担	国庫負担控除後基礎年金拠出金(被保険者ベース)	同左1人あたり基礎年金拠出金(月額)
1998	124,124	66,504	32,957	43,141	80,519	3分の1	53,679	13,573
1999	130,787	66,188	32,481	42,550	84,078	3分の1	56,052	14,381
2000	137,307	66,793	32,192	42,107	86,560	3分の1	57,707	14,938
2001	143,255	66,408	31,576	41,301	89,094	3分の1	59,396	15,675
2002	149,653	67,823	32,144	41,948	92,559	3分の1	61,706	15,997
2003	154,692	67,392	32,121	41,789	95,923	3分の1	63,949	16,591
2004	159,044	67,231	32,491	42,108	99,612	1/3+2/2	66,136	16,963
2005	164,416	66,898	33,022	42,598	104,694	35.1%	67,946	17,147
2006	169,862	66,834	33,794	43,290	110,024	35.8%	70,635	17,418
2007	176,874	66,604	34,570	43,973	116,775	36.5%	74,152	17,875
2008	184,065	65,863	34,445	43,676	122,060	36.5%	77,508	18,752
2009	193,998	65,106	34,248	43,289	128,989	2分の1	64,495	15,693
2010	196,401	64,515	34,411	43,323	131,887	2分の1	65,944	15,970
2011	197,382	62,836	34,515	43,420	136,392	2分の1	68,196	16,465

資料 社会保障審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告(平成18~22年度)』、『平成13~23年度財政状況—厚生年金保険—』

『平成13~23年度財政状況—国民年金(基礎年金)—』

(注)「免除者を除く」の意味は、保険料免除者は除いているが、猶予者は含めている。

表6 厚生年金保険料収入の計算

(単位、月額は円、年額は億円、保険料率は%、被保険者数は千人)

年度	1人あたり標準報酬額(月額)*	保険料率*	厚生年金被保険者数*	1人あたり厚生年金保険料(月額)	厚生年金保険料(年度)
1998	316,186	17.3500	32,957	54,858	216,955
1999	315,353	17.3500	32,481	54,714	213,260
2000	318,688	17.3500	32,192	55,292	213,595
2001	318,679	17.3500	31,576	55,291	209,504
2002	314,489	17.3500	32,144	54,564	210,469
2003	375,064	13.5800	32,121	50,934	196,326
2004	374,812	13.7570	32,491	51,563	201,040
2005	374,238	14.1405	33,022	52,919	209,699
2006	373,849	14.4945	33,794	54,188	219,748
2007	372,460	14.8485	34,570	55,305	229,427
2008	370,810	15.2025	34,445	56,372	233,008
2009	359,146	15.5565	34,248	55,871	229,616
2010	358,838	15.9105	34,411	57,093	235,755
2011	359,455	16.2645	34,515	58,464	242,146

資料 社会保障審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告(平成18~22年度)』

同『平成13~23年度財政状況—厚生年金保険—』

(注)1. 1人あたり標準報酬額は2003年度以降は総報酬ベース。

2. 保険料率は年度平均。

表7 厚生年金給付額の計算(単位、月額は円、給付額は億円、受給権者数は千人)

年度	老齢基礎年金月額を 加算した平均年金月額*	老齢基礎年金平均 月額*	1人当たり厚生年金 給付月額(筆者推定値)	厚生年金受給権者数 (修正受給者数)	年金給付額
1998	174,906	48,828	126,078	10,721	162,202
1999	176,161	50,047	126,114	11,176	169,134
2000	175,865	50,918	124,947	11,713	175,621
2001	172,795	51,622	121,173	12,350	179,578
2002	171,892	52,233	119,659	13,214	189,741
2003	169,658	52,261	117,397	13,889	195,663
2004	165,446	52,514	112,932	14,560	197,315
2005	165,083	52,963	112,120	15,094	203,081
2006	162,772	53,202	109,570	15,664	205,957
2007	158,104	53,552	104,552	16,474	206,687
2008	155,766	53,936	101,830	17,324	211,692
2009	153,809	54,258	99,551	18,165	217,001
2010	150,406	54,529	95,877	19,018	218,807
2011	149,687	54,612	95,075	19,649	224,175

資料 社会保障審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告(平成18~22年度)』  
同『平成13~23年度財政状況一厚生年金保険一』

表8 厚生年金骨格部分収支戻の計算(被保険者ベース、単位 億円)

年度	保険料総額	厚生年金給付費	厚生年金の基礎 年金拠出金額(被 保険者ベース)	骨格部分収支戻
1998	216,955	162,202	53,679	1,074
1999	213,260	169,134	56,052	-11,926
2000	213,595	175,621	57,707	-19,732
2001	209,504	179,578	59,396	-29,471
2002	210,469	189,741	61,706	-40,978
2003	196,326	195,663	63,949	-63,286
2004	201,040	197,315	66,136	-62,411
2005	209,699	203,081	67,946	-61,327
2006	219,748	205,957	70,635	-56,844
2007	229,427	206,687	74,152	-51,412
2008	233,008	211,692	77,508	-56,192
2009	229,616	217,001	64,495	-51,880
2010	235,755	218,807	65,944	-48,996
2011	242,146	224,175	68,196	-50,225

資料 社会保障審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告(平成18~22年度)』  
同『平成13~23年度財政状況一厚生年金保険一』



表9 厚生年金骨格部分収支戻の計算（算定対象者ベース、単位 億円）

年度	保険料総額	厚生年金給付費	厚生年金の基礎年金拠出金額(算定対象者ベース)	骨格部分収支戻
1998	216,955	162,202	56,661	-1,908
1999	213,260	169,134	59,335	-15,209
2000	213,595	175,621	62,422	-24,448
2001	209,504	179,578	65,050	-35,125
2002	210,469	189,741	68,648	-47,920
2003	196,326	195,663	71,233	-70,571
2004	201,040	197,315	73,271	-69,546
2005	209,699	203,081	74,769	-68,151
2006	219,748	205,957	77,034	-63,243
2007	229,427	206,687	80,536	-57,796
2008	233,008	211,692	84,519	-63,203
2009	229,616	217,001	70,467	-57,852
2010	235,755	218,807	71,820	-54,872
2011	242,146	224,175	72,651	-54,680

資料 社会保障審議会年金数理部会『公的年金財政状況報告(平成18～22年度)』  
同『平成13～23年度財政状況一厚生年金保険一』

